

平成 21 年 3 月 23 日  
危機管理室安全・安心担当課

消防団分団本部施設整備にかかる  
用地確保への協力について

消防団分団本部施設の整備にあたっては、平成 18 年 12 月 8 日付け、18 防消第 834 号により、東京消防庁消防総監から、用地確保について協力依頼を受けているところである。

この件について、練馬区として、下記のとおり消防団分団本部施設整備にかかる用地確保への協力を行うものとする。

記

1 協力の必要性

地域の防災力向上のためには、消防団が地域に対して、効果的な防火防災指導を行うことが重要である。また、機動性のある消火活動などにより、地域の防災力の中核としての機能が期待できる。

そこで、東京消防庁が進める、分団本部施設の整備について率先して協力する。

2 分団本部施設の概要

(1) 施設概要

①構造 軽量鉄骨造 2 階建（原則） 床面積 40～80 m<sup>2</sup>程度

②機能 格納庫（資器材・可搬ポンプ積載車が収容可能）  
待機室（トイレ・エアコン・ミニキッチン）

③用地 道路に面していること 敷地面積 60～80 m<sup>2</sup>程度

(2) 整備主体

東京消防庁（用地確保および施設建設）

(3) 整備単位

各分団に 1 ケ所ずつ整備する。

3 練馬区分団本部施設整備にかかる用地提供への協力について

(1) 分団本部施設の整備年次計画について

練馬区内の分団本部施設は、年間 1～2 ケ所程度整備できるよう、東京消防庁へ必要な働きかけを行う。

(2) 分団本部施設の用地確保への協力について

分団本部施設用地は、東京消防庁が東京都所有の用地から確保することが基本となるが、当該用地の確保が困難な場合には、練馬区所有の用地を必要に応じて提供することとする。

(3) 学校用地の活用について

練馬区からの分団本部施設への用地提供は、避難拠点等地域の防災拠点として機能を持つ学校施設から、学校教育活動に支障のない範囲で考える。

※ 避難拠点と分団本部施設が同じ学校施設に整備することの利点

① 平常時

学校で実施する避難拠点訓練などの際に、防災にかかる各種技能等を持つ消防団員を講師・指導者として活用できる。

また消防団がもつ各種資器材を避難拠点訓練等で活用することにより、より効果的な中身の濃い訓練の実施が期待できる。

② 災害発生時

地域で行う消火・救急活動の際、当該業務を行う防災会の指導的役割としての機能が期待できる。

また、避難拠点には区からの情報が流れ、消防団へは消防署からの情報が流れることにより、より多くの情報が学校施設に寄せられることが考えられる。

(4) 学校用地を活用する場合の留意点

分団本部施設の整備可能な用地が存在する場合には、当該用地を活用することとし、それ以外の場合には、学校施設の改築に併せての活用を検討する。

その際整備する分団本部施設は、屋上緑化を施す等、学校緑被率の確保に努める。